

質問 中川議員（共産 岐阜市）令和8年3月13日（金）

1 県民サービス向上に向けた財政運営について

（1）構造的な収支改善と県債の在り方について

①財政の構造的な課題と打開策について

答弁 知事

本県の財政は、近い将来、基金の枯渇が懸念される大変厳しい状況にあります。このため、新年度予算編成に合わせて事業見直しを実施いたしまして、令和8年度に約42億円の収支改善を行ったところでございます。

しかしながら、今後の財政見通しでは、依然として毎年300億円から400億円程度の収支不足が生じる見込みでございます。

これは、社会保障関係経費などの義務的経費と、県有施設の維持管理費などの削減が難しいとされてきた経費を合わせて、固定化されている予算は、歳出全体の9割以上を占めるという状況となっております。その一方で、こうした歳出に見合った歳入が見込めないという構造的な問題によるものでございます。

こうした問題を打開し、持続的な財政運営を実現するためには、今後は、社会保障関係経費や県有施設の維持管理費といった、これまで「当たり前」とされた経費についても、改めて見直すことが必要だと考えております。

例えば、社会保障関係経費であれば、昨日の田中議員の答弁でも申し上げましたが、人口減少に伴う患者数の減少や、長寿化・高齢化に伴う疾病構造の変化によりまして、必要となる医療サービスが異なってきていることなど、医療を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、地域全体として病床数や手術等の治療体制といった医療提供体制の適正化を図ることが必要だと考えております。

こうした状況を踏まえ、県が継続的に毎年数十億円規模で財政支援を行っております県立3病院についても、地域の将来的な医療ニーズも見据えて、民間病院との役割分担を整理した上で、各病院の機能から見た病床数の適正化などを求めてまいります。

また、県有施設の維持管理費では、多くの施設が建設から30年以上経過し、その間の人口減少・少子高齢化による利用ニーズの変化や、PFIなど官民連携による運営の拡大など、施設を取り巻く環境が大きく変化しております。

さらに、老朽化に伴う維持管理費や改修費の増大も勘案すれば、民間による代替サービスの状況や運営方式も含めて県有施設の在り方を見直していかなければならないものと認識しております。

このため、現在、見直しの検討に着手しており、民間活力の活用による「稼ぐ力」の向上など、県費負担を抑えながら、より良い県民サービスを提供できる施設へ転換

してまいります。

再質問 答弁 知事

まず大きく、1点目の構造的な問題についてお答えをさせていただきます。

言葉をまず正確に申し上げたいと思いますが、構造的問題と言われるときに、2つあるのかなというふうに思っております。まずは「予算として自由度がきかない」といわれているような問題が一つ。それともう一つは今おっしゃっていただいたように、大きく、約1兆2000億円にも上る借金に伴う、どうしても免れない問題と、多分この2つあるのかなというふうに思っております。

そんな中、実は1兆2000億円というのは聞いてお分かりのとおり、本県の1年分の予算を超えております。ですから、これを返しにいくというのはなかなか結構大変なことです。一方で（償還期間を）20年から30年に先送った、そのツケが、実は今年から効きますので、単純に今までの金利を払うどころか、返済期が来たやつを返していくというのは今この県にとっての大きな負担になります。したがって、年間300億から400億の不足が生じるという、まさにそれも構造的な問題になっております。

ですから、できることはもちろん、この1兆2000億をどんどん減らしていければいいんですけども、残念ながらそんな余裕がある県では全くありません。

そうすると、何とか県民のサービスを減らさないで、自由度を高める方法は何かという中で、これまで予算設定の中で、当たり前だと言われてきた、最初一つ目にいった構造ですね。特に私、十数年前にこの県に次長として赴任したときに、一番最初の予算説明の中で、知事室でやった中で、円グラフを示されて、まず岐阜県の、当時は確か7000億だったと思いますけども、ほとんどが、赤で書いてあってここは触れませんかって書いてあって、何でですかって聞いたら、一番大きかったのが社会保障費。これは何で触れないのって聞いたら、計算で出ますっていう、そんなことないだろうというのは、当時、思ったことであります。そのあと私、国に戻ってからヘルスケア産業課長として医療分野の仕事をしている中で、まさに全国的な問題として、全国が触れないと思っているから、毎年1兆円を超えるお金が国からも流れているのはやっぱりおかしいなというふうに思っておりました。

昨日の答弁で申し上げましたように、実は社会ニーズに合わせた形に変えていけば、先ほど申し上げたように本来、民間機関は独立に運営をしているわけです。

なぜ公的なところだけが赤字であるのは当たり前なのかということまで踏み込んでこなかった。そうした部分に踏み込んだときに、もちろん、数十億の中には直ちに消えるわけではありませんけれども、本来、地方独立行政法人ですので、独立経営をすることができれば、この県にとって毎年数十億という、お金はいらぬはずだと、この部分について、ただ乱暴にやるわけにはいきませんので、これから関係者の方々、地元の方々、医療ニーズを踏まえて、丁寧に進めた結果として、毎年数十億の部分で、

(県の)自由に使えるお金としていくか、ないしはそれをもって(県の)借金を返していくとか、そういうことが変わるということです。

そしてもう1つが県有施設だから、当然お金が要るんですという説明されることが非常に多いんですけども、ここも何で当たり前のようにお金が要るんですかと。本来、民間機関であると、むしろお金を稼ぐ施設であるはずなのに、なぜか県有施設になると、毎年何億円ものお金を出すのが当たり前のように説明されると、その部分まで踏み込んだときに、県としてはまだまだいける。今回の見直しはどちらかというイベントの中で、有名人を使って何千万も使うんだったらむしろ高校生にやってもらったら、まさに同じ規模のところですね、成功もするし、減るんじゃないかということで、何億円もの見直しをしてきたんですが、今後、そういったことはもう限界があるので、今まで触れられないというところに対して触れていくと。

そうしたことを、まさに職員の皆さんの知恵を絞りながら、見直す中で今回42億円というですね、お金を生み出し、また次に対してやっていくと、そういうことを申したものでありまして、繰り返しますが1兆2000億をいきなり減らしていきたいんですけど、そういうふうにはいかない中で、県民生活を守りながらやっていくぎりぎりのところかなというふうに思っております。

再々質問 答弁 知事

まず病床に関するところで、おっしゃるとおり、看護師不足によって大変だという現場の声は私も把握しております。

ただ、なぜ看護師不足になるのだというところまで踏み込んでいただければと思うんですけども、要は病院の中で必要なところに必要な看護師が回せていないということなんです。ですから、全体で、看護師が全国で足りないという問題以上に、看護師の配置のところ、逆に言うと、病床として空いているところで、昨日申し上げたようにどこの、診療科においてちゃんと回っているのか、それとも他はどうかということの調整がほとんどなされていません。

だから、今おっしゃったように、足りないからどんどん増やせばいいというのは、多分現実としては、多分現場はそうなんですけど、例えば経営全体で見たときにそれが行われてこなかったというのはこの国の問題です。そうすると経営を改善する中で、例えば必要な看護師のところを増やすために、病院としてのお金を回す、そうしたことが当然出てくるわけです。もし患者が来たらどうするんだということに、誰も抗することができなかった。

ですが今回行うような地域医療構想のように、しっかりとこれまでの流れ、もちろん突発的なことがあることはあります。ただ、それに対してどこまでリダンダンシーをもって、要するに余力を持って、そのサービスを準備するかということの中で、今

おっしゃっていただいたのは、やはりこの部分については看護師が足りないのであれば、そこにより注力をして、資金手当をするなり、給料上げるなりといったことが議論されるということはまさに必要になっているということでございます。

そういう意味では、もう1つ、県債の発行の仕方でもありますけれども、私の答弁で申し上げたように、私が知事になった、1つの大きな理由はやはり南海トラフの対応だと思っています。

ですから、緊急事態において、県として、県民の命を守るために何をしておくか。

これが結構重要な位置を占めると思っておりますので、もちろん借金の解消も大事なことでありますけれども、間違いなく高い確率で起こるといふ災害の中で、この県では、孤立可能性の場所が500を超えております。

そうした中で、やはり道路だとかインフラがいかに大事かということもあわせて考えたいというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、やはり節度ある県債の発行、それから県の負担部分を軽減するという点に関しては徹底的に国に対して物申していきたいと思っておりますけれども、だから、病院には手をつけるけど道路は要らないとかそういう議論をしているわけではなくて、やはり、命を守ること、そして経済を守ること、そして未来の子どもたちのために、この岐阜県に価値あるものにするための投資には、やはりそれこそ多分総理がおっしゃっておられた「責任ある積極財政」ということだと思います。

もちろん何もなければ借金を返すということに全力を尽くすことも大事かもしれませんが、遠からずくるであろうというそのリスクに対して備えるのも、県行政としての大事なポイントだと思っておりますので、そういったことを総合的に勘案しながら、財政の立て直しを図っていきたいというものでございます。

担 当 課 財政課

電話番号 058-272-1130

メー ル c11105@pref.gifu.lg.jp

1 県民サービス向上に向けた財政運営について

(1) 構造的な収支改善と県債の在り方について

②国直轄事業負担金の負担割合の見直しや起債額抑制について

答弁 知事

国直轄事業は、我が国にとって重要な広域インフラとなるものや、災害等への備えとなる比較的規模の大きな事業が多く、その効果は、本県のみならず近隣県など広域に波及するものでございます。

例えば、東海環状自動車道は、愛知、岐阜、三重にまたがって広域的なネットワークを形成し、大規模災害時の緊急輸送道路としての役割や、県を越えた広域支援、被災者の受入れ等においても効果が期待されます。

また、経済面を見ましても、令和6年の岐阜県の工場立地件数は49件で全国第3位となるなど、ここ数年高く推移しており、その背景に東海環状自動車道による広域アクセスの向上があると考えられます。

こうした事業は、我が国全体の人流・物流を大きく変化させるとともに、当該地域の防災能力を高めるなど、対象となる地域のポテンシャルを大きく高めるものであることから、安心とワクワクにあふれ、人やモノが集まる岐阜県づくりという観点からも重要であると考えております。

また、国直轄事業は、いずれの事業も地元からの推進要望が非常に強く、その予算規模こそ大きいものの、東海環状自動車道の例では、県の負担率は全体の3分の1にとどまるなど、国の負担割合が大きく、県にとって有利な事業でございます。

このため、国直轄事業に対して県が負担する部分に県費を投入することに対する費用対効果は大きいと考えられ、一定の費用負担は必要なものと考えております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、公共事業の財源の多くが県債に依存せざるを得ない状況に鑑みれば、県民の安全・安心の確保や将来的な地域の発展という観点から各事業の緊急性や必要性、効果などを見極め、節度ある県債発行に努めてまいります。

その上で、本県における厳しい財政状況を踏まえて、国直轄事業の地方負担分におけるより有利な県債の活用など、公共事業全体として、県費の抑制につながる改善策について、あらゆる機会を通じて国に要望し、可能な限り県の負担の軽減を図ってまいります。

担当課 財政課

電話番号 058-272-1130

メール c11105@pref.gifu.lg.jp

担当課 建設政策課

電話番号 058-272-8618

メール c11650@pref.gifu.lg.jp

1 県民サービス向上に向けた財政運営について

(2) 事業見直しの本来の目的に対する知事の認識について

答弁 知事

今回の事業見直しでございますが、単に歳出削減のみを目的としたものではなく、国や市町村の動向をにらみつつ、県として取り組むべき施策を見極めながら、県民サービスを低下させることなく、県費の削減につなげることを基本的な考え方として進めてまいりました。これはこれまでも申し上げてきたところです。

そこでご指摘のありました「高等学校就学準備等支援事業費補助金」につきましても、この基本的な考え方に沿って見直しを行ったものでございます。

本事業は、高等学校進学時の保護者負担を軽減するため、中学3年生に対し、一人当たり3万円を一律に支給するもので、令和5年度から県の独自事業として実施してまいりました。

その後、国において児童手当の支給対象が高校生年代まで拡充され、保護者の所得にかかわらず全ての子どもに対して、3年間の総額で一人当たり36万円が支給されることとなりました。

このように、受給者の立場から見れば、県による3万円の支援がなくても、国から36万円の支援を受けることができ、県による支援の効果が相対的に低下したことから、児童養護施設入所児童への進学・就職時の支援に重点化したところでございます。

なお、一昨日の答弁でも申し上げましたが、この国による児童手当の拡充は、令和6年10月から開始されております。このため、今年度から補助制度を廃止することも可能ではありましたが、急な廃止により支給事務を担う市町村や県民の皆様にご迷惑が生じることを防ぐため、今年度まで制度を延長するなど、見直しに当たっては慎重な対応を講じたところでございます。

また、同じくご指摘いただきました、第2子以降の出産時に一律10万円を支給する「第2子以降出産祝金」ですが、国が実施する出産育児一時金について、第2子だけではなく第1子も8万円増額されたことに伴い、県の制度を終了する一方、より経済的負担の大きい多胎児、双子や三つ子ですね、を出産した世帯への支援に重点化を図ったものでございます。

以上のとおり、今回の事業見直しでは、国や市町村による支援の状況を踏まえ、総合的に判断した上で、県民サービスを低下させることなく、真に必要な方に支援が行き届くよう、施策を重点化するなどの工夫を行ったところでございます。

今後も、限られた県費で最大限の政策効果が得られるよう、継続的に事業の見直しを実施してまいります。

担当課 財政課

電話番号 058-272-1130

メール c11105@pref.gifu.lg.jp